

野菜生産出荷安定資金管理規程

平成15年10月1日付け15農畜機第61号制定
平成19年7月4日付け19農畜機第1338号変更
平成20年4月1日付け19農畜機第4718号変更
平成23年3月31日付け22農畜機第5238号変更
平成25年6月3日付け25農畜機第1050号変更
平成28年4月1日付け27農畜機第5912号変更
平成30年3月29日付け29農畜機第6768号変更
令和元年10月8日付け元農畜機第3966号変更
令和3年4月1日付け2農畜機第7511号変更
令和3年11月26日付け3農畜機第4311号変更

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号認可。以下「業務方法書」という。）第174条の規定に基づき、業務方法書第8章第2節から第5節までの業務に関する資金の管理について必要な事項を定め、これらの業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(資金の管理)

第2条 この規程の対象となる資金は、独立行政法人農畜産業振興機構会計規程（平成15年10月1日付け15農畜機第10号。以下「会計規程」という。）第38条第3項に掲げる資金とし、当該資金については、会計規程及び野菜勘定における資金の管理等に関する細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-3。以下「資金管理細則」という。）に従って管理するものとする。なお、資金管理細則第3条に規定する生産出荷団体緊急需給調整資金については、会計規程及び資金管理細則のほか、野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領（平成21年2月1日付け20農畜機第4098号。以下「交付要領」という。）及び第6章の規定に従って管理するものとする。

第2章 指定野菜価格安定対策資金

(資金の充当割合)

第3条 業務方法書第96条に規定する価格差補給交付金等の交付の財源は、資金管理細則第1条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号に規定する指定業務資金、同項第2号に規定する指定助成業務資金及び同項第3号に規定する指定共通業務資金（以下それぞれ単に「指定業務資金」、「指定助成業務資金」及び「指定共通業務資金」という。）に属する金銭をもって充てるものとし、当該交付に係る業務区分（業務方法書第96条の規定による区分をいう。以

下この章において同じ。)における産地区分ごとのそれぞれの資金に属する金銭の充当割合は、次の各号に定める産地区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 業務方法書第93条第7号に規定する特例申込み50又は同条第8号に規定する特例申込み55(業務方法書第93条第13号に規定する一般野菜に係る業務区分に限る。)(以下特例申込み50及び特例申込み55を合わせて「特例申込み」という。)がされていない業務区分における産地区分及び特例申込みがされているが、業務方法書第100条第3項に規定する加算額(以下「加算額」という。)に係る価格差補給交付金等の交付が行われない業務区分における産地区分

	指定共通業務資金	指定助成業務資金	指定業務資金
重要野菜	650/1000	175/1000	175/1000
一般野菜	600/1000	200/1000	200/1000

(2) 特例申込みがされており、かつ、加算額に係る価格差補給交付金等の交付が行われる業務区分における産地区分

① 交付される価格差補給交付金等のうち業務方法書第97条第2項第5号に規定する申込みに係る業務区分の加算額に係る部分

	指定共通業務資金	指定助成業務資金	指定業務資金
重要野菜	650/1000	175/1000	175/1000
一般野菜	600/1000	200/1000	200/1000

② 交付される価格差補給交付金等のうち業務方法書第97条第2項第5号に規定する申込みに係る業務区分以外の業務区分の加算額に係る部分

	指定共通業務資金	指定助成業務資金	指定業務資金
重要野菜及び一般野菜	500/1000	250/1000	250/1000

③ 交付される価格差補給交付金等のうち加算額を除いた部分

	指定共通業務資金	指定助成業務資金	指定業務資金
重要野菜	650/1000	175/1000	175/1000
一般野菜	600/1000	200/1000	200/1000

(指定特別資金から指定共通業務資金への資金の繰入れ)

第4条 機構は、業務方法書(業務方法書に基づく細則を含む。次条において同じ。)の変更に伴い必要な負担金及び業務方法書第97条第5項に規定する事業実施野菜価格安定法人(以下この章において単に「事業実施野菜価格安定法人」という。)から価格差補給交付金等の交付の財源に充てることを条件として納付される納付金を受け入れた場合において指定共通業務資金に不足が生じたときは、資金管理細則第1条第1項第4号に規定する指定特別資金に属する金銭を指定共通業務資金に繰り入れるものとする。

(指定特別業務資金への積立て)

第5条 機構は、業務方法書の変更があった場合において次の各号のいずれか

に該当するときは、業務方法書第121条第1号の規定により返戻する場合を除き、登録出荷団体等に係る当該各号に掲げる金額を資金管理細則第1条第1項第5号に規定する指定特別業務資金（以下単に「指定特別業務資金」という。）に積み立てるものとする。

(1) 業務方法書第97条第1項の規定による申込み（業務方法書第102条第2項において準用する場合を含む。）をする登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額（業務方法書第108条又は第112条の規定により価格差補給交付金等の交付を受けた場合にあっては、この額から当該交付を受けた価格差補給交付金等に当該業務区分ごとに業務方法書第100条第2項各号及び第3項各号に規定する割合（以下第3項において「負担割合」という。）を乗じて得た額を合計した額を控除した金額。次号において同じ。）から、変更後の業務方法書の規定により業務区分ごとに負担すべき金額を控除してなお残額があるとき 当該残額

(2) 業務方法書第97条第1項の規定による申込み（業務方法書第102条第2項において準用する場合を含む。）がされていない登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額があるとき 当該納入した金額に相当する金額

2 機構は、業務方法書の変更があった場合において、変更前の業務方法書の規定により事業実施野菜価格安定法人から価格差補給交付金等の財源に充てることを条件として納付された金銭に相当する金額について、その納付割合（業務方法書第105条第2項各号及び第3項各号に規定するものをいう。以下第3項及び第5項において同じ。）に応じ、前項各号の登録出荷団体等に係る規定に準じて算出された金額を指定特別業務資金に積み立てるものとする。

3 機構は、業務方法書の変更があった場合において、変更前の業務方法書の規定により政府から価格差補給交付金等の財源に充てることを条件として交付された金銭に相当する金額について、前二項の規定により算出された金額を指定特別業務資金に積み立てた後の指定業務資金及び指定助成業務資金の額を基に指定共通業務資金の交付割合（1から負担割合及び納付割合を減じたものをいう。）により算出された金額を当該交付された金銭に相当する金額から控除した残額を指定特別業務資金に積み立てるものとする。

4 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録出荷団体等に係る当該各号に掲げる金額を指定特別業務資金に積み立てるものとする。

(1) 業務方法書第101条の2第1項の規定による申込みをする登録出荷団体等が業務方法書第100条第5項により納入した金額に相当する金額（業務方法書第108条又は第112条の規定により価格差補給交付金等の交付を受けた場合にあっては、この額から当該交付を受けた価格差補給交付金等に当該業務区分ごとに業務方法書第100条第2項各号及び第3項各号に規定する割合を乗じて得た額を合計した額を控除した金額。次号において同じ。）から、業務方法書第101条の2第2項において準用する業務方法書第97条第5項の規定により承諾した交付予約数量による業務区分ごとに負担すべき金額（業務方法書第100条第2項各号及び第3項各号の規定に準じて算出された額）を控除してなお残額があるとき 当該残額

- (2) 業務方法書第101条の3第1項の規定による申込みをする登録出荷団体等が業務方法書第100条第5項により納入した金額に相当する金額があり、かつ、業務方法書第101条の3第2項の規定において準用する業務方法書第97条第5項の規定により当該申込みを承諾したとき 業務方法書第121条第4号の規定により返戻する場合を除き、当該納入した金額に相当する金額
- 5 機構は、登録出荷団体等から業務方法書第101条の2第1項又は第101条の3第1項の申込みがあった場合に、事業実施野菜価格安定法人から価格差補給交付金等の財源に充てることを条件として納付された金銭に相当する金額があり、かつ、業務方法書第101条の2第2項及び第101条の3第2項の規定において準用する業務方法書第97条第5項に規定する当該申込みを承諾したときは、その納付割合に応じ、前項各号の登録出荷団体等に係る規定に準じて算出された金額を指定特別業務資金に積み立てるものとする。

(指定特別業務資金から他の資金への資金の繰入れ)

- 第6条 機構は、業務方法書第97条第1項の規定による申込み（業務方法書第101条第2項及び第102条第2項において準用する場合を含む。）を承諾した場合において、登録出荷団体等の新たな負担の軽減に資する等必要があると認めるときは、指定特別業務資金に属する金銭を指定業務資金、指定助成業務資金又は指定共通業務資金に繰り入れるものとする。
- 2 機構は、前項の規定による繰入れを行う場合において必要があると認めるときは、資金管理細則第2条第1項第5号に規定する契約指定特別業務資金（以下単に「契約指定特別業務資金」という。）に属する金銭を指定特別業務資金に繰り入れるものとする。

第3章 契約指定野菜安定供給資金

(資金の充当割合)

- 第7条 業務方法書第125条第1項に規定する生産者補給交付金等の交付は、資金管理細則第2条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号に規定する契約指定業務資金、同項第2号に規定する契約指定助成業務資金及び同項第3号に規定する契約指定共通業務資金（以下それぞれ単に「契約指定業務資金」、「契約指定助成業務資金」及び「契約指定共通業務資金」という。）に属する金銭をもって充てるものとし、当該交付に係る業務区分（業務方法書第126条の規定による区分をいう。以下この章において同じ。）ごとのそれぞれの資金の充当割合は、それぞれの資金の額をそれらの合計額で除して得たものとする。
- 2 機構は、登録出荷団体等ごとに、一の業務区分ごとの契約指定業務資金において当該資金に係る生産者補給交付金等の交付の財源に不足を生ずるときは、当該資金に対し他の業務区分ごとの契約指定業務資金を融通することができる。

(契約指定特別資金から契約指定共通業務資金への資金の繰入れ)

第8条 機構は、業務方法書（業務方法書に基づく細則を含む。次条において同じ。）の変更に伴い必要な負担金及び業務方法書第130条第5項に規定する事業実施野菜価格安定法人（以下この章において単に「事業実施野菜価格安定法人」という。）から生産者補給交付金等の交付の財源に充てることを条件として納付される納付金を受け入れた場合において契約指定共通業務資金に不足が生じたときは、資金管理細則第2条第1項第4号に規定する契約指定特別資金に属する金銭を契約指定共通業務資金に繰り入れるものとする。

（契約指定特別業務資金への積立て）

第9条 機構は、業務方法書の変更があった場合において次の各号のいずれかに該当するときは、業務方法書第150条第1号の規定により返戻する場合を除き、登録出荷団体等に係る当該各号に掲げる金額を契約指定特別業務資金に積み立てるものとする。

（1）業務方法書第130条第1項の規定による申込み（業務方法書第135条第2項において準用する場合を含む。）（業務方法書第154条及び第160条において準用する場合を含む。）をする登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額（業務方法書第141条第1項、第155条第1項又は第161条第1項若しくは第2項の規定により生産者補給交付金等の交付を受けた場合にあっては、この額から当該交付を受けた生産者補給交付金等に当該業務区分ごとに業務方法書第133条第2項に規定する割合（以下第3項において「負担割合」という。）を乗じて得た額を控除した金額。次号において同じ。）から、変更後の業務方法書の規定により業務区分ごとに負担すべき金額を控除してなお残額があるとき 当該残額

（2）業務方法書第130条第1項の規定による申込み（業務方法書第135条第2項において準用する場合を含む。）（業務方法書第154条及び第160条において準用する場合を含む。）がされていない登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額があるとき 当該納入した金額に相当する金額

2 機構は、業務方法書の変更があった場合において、変更前の業務方法書の規定により事業実施野菜価格安定法人から生産者補給交付金等の財源に充てることを条件として納付された金銭に相当する金額について、その納付割合（業務方法書第138条第2項に規定するもの（業務方法書第154条及び第160条において準用する場合を含む。）をいう。以下第3項及び第5項において同じ。）に応じ、前項各号の登録出荷団体等に係る規定に準じて算出された金額を契約指定特別業務資金に積み立てるものとする。

3 機構は、業務方法書の変更があった場合において、変更前の業務方法書の規定により政府から生産者補給交付金等の財源に充てることを条件として交付された金銭に相当する金額について、前二項の規定により算出された金額を契約指定特別業務資金に積み立てた後の契約指定業務資金及び契約指定助成業務資金の額を基に契約指定共通業務資金の交付割合（1から負担割合及び納付割合を減じたものをいう。）により算出された金額を当該交付された金銭

に相当する金額から控除した残額を契約指定特別業務資金に積み立てるものとする。

4 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録出荷団体等に係る当該各号に掲げる金額を契約指定特別業務資金に積み立てるものとする。

(1) 業務方法書第134条の2第1項の規定による申込みをする登録出荷団体等が業務方法書第133条第3項により納入した金額に相当する金額（業務方法書第141条の規定により価格差補給交付金等の交付を受けた場合にあつては、この額から当該交付を受けた価格差補給交付金等に当該業務区分ごとに業務方法書第133条第2項に規定する割合を乗じて得た額を合計した額を控除した金額。次号において同じ。）から、業務方法書第134条の2第2項において準用する業務方法書第130条第5項の規定により承諾した交付予約数量による業務区分ごとに負担すべき金額（業務方法書第133条第2項の規定に準じて算出された額）を控除してなお残額があるとき 当該残額

(2) 業務方法書第134条の3第1項の規定による申込みをする登録出荷団体等が業務方法書第133条第3項により納入した金額に相当する金額があり、かつ、業務方法書第134条の3第2項の規定において準用する業務方法書第130条第5項の規定により当該申込みを承諾したとき 業務方法書第150条第4号の規定により返戻する場合を除き、当該納入した金額に相当する金額

5 機構は、登録出荷団体等から業務方法書第134条の2第1項又は第134条の3第1項の申込みがあつた場合に、事業実施野菜価格安定法人から価格差補給交付金等の財源に充てることを条件として納付された金銭に相当する金額があり、かつ、業務方法書第134条の2第2項及び第134条の3第2項の規定において準用する業務方法書第130条第5項に規定する当該申込みを承諾したときは、その納付割合に応じ、前項各号の登録出荷団体等に係る規定に準じて算出された金額を契約指定特別業務資金に積み立てるものとする

(契約指定特別業務資金から他の資金への資金の繰入れ)

第10条 機構は、業務方法書第130条第1項（業務方法書第154条及び第160条において準用する場合を含む。）の規定による申込み（業務方法書第134条第2項及び第135条第2項において準用する場合を含む。）（業務方法書第154条及び第160条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）を承諾した場合において、登録出荷団体等の新たな負担の軽減に資する等必要があると認めるときは、契約指定特別業務資金に属する金銭を契約指定業務資金、契約指定助成業務資金又は契約指定共通業務資金に繰り入れるものとする。

2 機構は、前項の規定による繰入れを行う場合において必要があると認めるときは、資金管理細則第1条第1項第5号に規定する指定特別業務資金に属する金銭を契約指定特別業務資金に繰り入れるものとする。

第4章 特定野菜等供給産地育成価格差補給助成資金

(資金の造成)

第11条 業務方法書第164条第1号に規定する事業に要する経費を補助するた

めの財源は、会計規程第38条第3項に規定する特定野菜等供給産地育成価格差補給助成資金をもって充てることとし、政府から当該事業の補助に充てることを条件として交付された補助金により造成する。

第5章 契約特定野菜等安定供給促進助成資金

(資金の造成)

第12条 業務方法書第164条第2号及び第3号に規定する事業に要する経費を補助するための財源は、会計規程第38条第3項に規定する契約特定野菜等安定供給促進助成資金をもって充てることとし、政府から当該事業の補助に充てることを条件として交付された補助金により造成する。

第6章 緊急需給調整資金

(資金の造成及び区分)

第13条 業務方法書第172条に規定する野菜農業振興事業及び第172条の2に規定する附帯業務のうち野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領（昭和63年7月25日付け63食流第3576号農林水産事務次官依命通知。以下「需給均衡要領」という。）第2の1に規定する緊急需給調整事業に要する経費を補助するための財源は、会計規程第38条第3項に規定する緊急需給調整資金をもって充てるものとし、政府から当該事業の補助に充てることを条件として交付された補助金及び交付要領第4の2の(1)の負担金により造成する。

なお、資金管理細則第3条に規定する生産出荷団体緊急需給調整資金については、次の各号の資金に区分して国及び交付要領第4の4の(1)に規定する契約出荷団体等（以下「契約出荷団体等」という。）ごとに管理するものとする。

- (1) 交付積立資金：交付要領第4の2の(1)の負担金（(3)の特別調整資金から繰り入れられた金銭を含む。）及び交付要領第5の2の(1)の賦課金により造成する資金。
- (2) 補助金資金：交付要領第4の2の(1)の補助金資金（(4)の補助金準備資金から繰り入れられた金銭を含む。）により造成する資金。
- (3) 特別調整資金：交付要領第4の4の(1)の過積立金、資金管理細則第4条第2項に基づき繰り入れられる金銭（以下「運用収入」という。）のうち(1)の交付積立資金及び当該過積立金に係る金銭並びに資金管理細則第4条第3項に基づき繰り入れられる金銭（以下「使用収入」という。）のうち(1)の交付積立資金に係る金銭により造成する資金。
- (4) 補助金準備資金：交付要領第4の2の(1)の交付準備財産（以下「交付準備財産」という。）を造成するため国から交付された補助金のうち(2)の補助金資金に繰り入れられた金銭を除く金銭、運用収入のうち当該補助金に係る金銭及び使用収入のうち(2)の補助金資金に係る金銭により造成する資金。

(資金の積立て)

- 第14条 機構は、交付要領第4の4の(3)に基づき、契約出荷団体等から負担金の納入があった場合は、その金額を交付積立資金に積み立てるとともに、これに対応した金額を補助金準備資金から補助金資金に積み立てるものとする。
- 2 機構は、交付要領第5の2の(1)に基づき、契約出荷団体等から賦課金の納入があった場合には、これを交付積立資金に積み立てるものとする。
 - 3 機構は、各事業年度終了後、当該事業年度内に交付した交付金に係る補助金相当額を補助金準備資金から補助金資金に積み立てるものとする。
 - 4 機構は、毎事業年度の決算終了後、運用収入を国及び契約出荷団体等ごとに整理し、国に係るものについては補助金準備資金、契約出荷団体等に係るものについては特別調整資金に積み立て管理するものとする。

第7章 加工・業務用野菜生産基盤強化資金

(資金の管理)

- 第15条 業務方法書第172条に規定する野菜農業振興事業のうち、新しい園芸産地づくり支援事業実施要綱(平成28年4月1日付け27生産第2954号農林水産事務次官依命通知。)第2の2に規定する加工・業務用野菜生産基盤強化事業の補助に充てることを条件として、平成26年2月6日から平成29年3月31日までの間において交付された補助金は、会計規程第38条第3項に規定する加工・業務用野菜生産基盤強化資金として、他の経費と区分して経理するものとする。

附 則(平成15年10月1日付け15農畜機第61号)

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 旧野菜供給安定基金業務方法書(昭和51年10月30日付け農林水産省指令51食流第5830号)の規定によってした資金の管理、手続その他の行為は、この規程の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 機構は、令和3年度に限り、指定共通業務資金に不足が生じるおそれがあるときは、農林水産省農産局長からの要請に基づき、契約指定特別業務資金に属する金銭及び第13条第2号に規定する補助金資金(以下単に「補助金資金」という。)に属する金銭を指定共通業務資金に繰り入れるものとする。
- 4 機構は、前項の規定による繰り入れを行った場合において、指定共通業務資金に不足が生じるおそれがなくなったときは、農林水産省農産局長からの要請に基づき、同項の規定により契約指定特別業務資金及び補助金資金から指定共通業務資金に繰り入れられた金銭に相当する金額を限度として、令和4年3月31日までに同資金に属する金銭を契約指定特別業務資金及び補助金資金にそれぞれ繰り入れるものとする。
- 5 前項の規定による繰り入れを行った場合においては、第13条第2号の規定の適用については、同号中「補助金準備資金」とあるのは「補助金準備資金又は指定共通業務資金」とする。

附 則（平成19年7月4日付け19農畜機第1338号）

- 1 この規程の変更は、平成19年7月4日から施行する。
- 2 指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第6の1の（2）に規定する交付予約の申込期限（以下「申込期限」という。）が平成19年8月30日以前である業務区分のうち平成20年3月31日までに出荷を行うもの（申込期限が平成19年6月20日である業務区分にあつては、平成20年4月30日までに出荷を行うもの）については、変更前の規定を適用する。

附 則（平成20年4月1日付け19農畜機第4718号）

この規程の変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日付け22農畜機第5238号）

この規程の変更は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月3日付け25農畜機第1050号）

- 1 この規程の変更は、平成25年6月3日から施行する。
- 2 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則（平成15年10月1日付け15農畜機第7号）第15条第1項本文に規定する申込期限（以下「申込期限」という。）が平成25年8月30日以前である業務区分のうち平成25年3月31日までに出荷を行うもの（申込期限が平成25年6月20日である業務区分にあつては、平成25年4月30日までに出荷を行うもの）については、変更前の規定を適用する。

附 則（平成28年4月1日付け27農畜機第5912号）

- 1 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 野菜農業振興資金管理規程（平成21年4月1日付け20農畜機第4859号）は、平成28年4月1日をもって廃止する。

附 則（平成30年3月29日付け29農畜機第6768号）

- 1 この規程の変更は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規定の変更前の第13条の（3）の推進助成金資金に所属する積立金の残額は、変更前の第14条の4の規定に基づく平成29年度決算に係る運用収入の積み立て終了後に、国に係るものについては補助金準備資金、契約出荷団体等に係るものについては特別調整資金にそれぞれ繰り入れるものとする。

附 則（令和元年10月8日付け元農畜機第3966号）

この規程の変更は、令和元年10月8日から施行する。

附 則（令和3年4月1日付け2農畜機第7511号）

この規程の変更は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月26日付け3農畜機第4311号）
この規程の変更は、令和3年11月26日から施行する。